

令和5年度
予算審査特別委員会会議録（特急反訳）
【速報版】

令和5年12月14日

午前10時 開会

○**澁谷委員長** 皆さん、おはようございます。委員各位におかれましては、御多忙の折、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから令和5年度予算審査特別委員会を開会いたします。

本日の案件につきましては、本会議において本特別委員会に付託されました議案第7号「令和5年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）」、議案第8号「令和5年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び議案第15号「令和5年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第10号）」から議案第19号「令和5年度泉南市下水道事業会計補正予算（第2号）」までの以上5件の計7件について御審査いただくものでありますので、委員各位におかれましては、よろしく願い申し上げます。

なお、本特別委員会に付託されました議案については、委員会付託事件一覧表としてタブレットに掲載をいたしておりますので、御参照いただきたいと思っております。

それでは、議案の審査に先立ち、理事者から挨拶のため発言を求めていますので、許可いたします。

○**山本市長** 令和5年度予算審査特別委員会の開会に当たりまして、委員長からお許しを得ましたので、御挨拶を申し上げます。

澁谷委員長、井上副委員長をはじめ、委員の皆様方には、日頃から市政各般にわたる深い御理解と御協力を賜っておりますことに対しまして、御礼申し上げます。

本日の委員会は、さきの本会議で本委員会に付託されました、先ほど委員長からございました議案第7号、議案第8号、それから議案第15号から議案第19号までの計7議案につきまして御審査をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審査いただきまして、御承認賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○**澁谷委員長** 委員及び理事者に申し上げます。質疑及び答弁につきましては、インターネット中継

を御覧の皆様に、発言者が分かるよう御起立いただきますようお願いいたします。

これより議案の審査を行います。議案の内容につきましても、本会議において既に説明を受けておりますので、これを省略し、質疑から始めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**澁谷委員長** 御異議なしと認めます。よって審査の方法については、提案理由並びに内容の説明を省略し、質疑から始めることに決定いたしました。

それでは、これより議案の審査を行います。

初めに、議案第7号「令和5年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第9号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

○**竹田委員** 第9号でしたね。（「7号です」の声あり）ああ、議案第7号だ、ほんで補正予算9号やね。

○**澁谷委員長** そうです。

○**竹田委員** すみません。1点だけちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

戸籍の関係でございまして、総務費の中にございます戸籍振り仮名の法制化に伴う住基システム云々の分、それから、これは510万円なんですけれども、その下の戸籍振り仮名法制化に伴う戸籍云々のほう430万円ですかね。これは両方とも多分一緒だなというふうに思うんですが、また、昨日も同様だったかちょっと忘れちゃったけれども、厚生文教常任委員会のほうでちょっと議論があったかなというふうに思いますが、間違っていたら、また御指摘いただきたいなと思っておりますので、お願いいたします。

これは2023年6月に改正の戸籍法が成立して、戸籍について振り仮名を付けていくと、こういうことだろうと、簡単に言えばそうだろうと思うんですが、ちょっといろいろ見させていただくと、戸籍法については非常に大きな改正になるなというふうに、私自身はそういうふうな印象を持っております。

そこで、この2つのまず補正額について、この事業の中身について、少し詳しく説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○**森市民課長** お答えいたします。

事業内容でございますけれども、先ほど御披露ありましたとおり、令和5年6月9日、いわゆるマイナンバー法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律をはじめとする関連17法が改正されました。

戸籍関係でいいますと、戸籍及び住民票等の記載事項に、氏名の振り仮名が追加されたところでございます。今回補正予算として計上させていただいた内容といたしましては、この法改正に対応するために改修が必要となってまいります住民基本台帳システム及び、これに連動しておりますコンビニ交付システム、並びに戸籍の附票システムこの3システムについて、市町村負担に対応する国庫補助として総務省において設定されました社会保障番号システム整備費補助金を活用して、システムの改修を行うというものでございます。

具体的なシステム改修の内容につきましては、細かな項目はさておき、大きな項目といたしましては、このとおりでございますけれども、これまで氏名の振り仮名というものが戸籍には付いていなかった。その部分について、振り仮名を付与していくというところのシステム改修ということになってございます。

以上です。

○竹田委員 ありがとうございます。

今、簡単に御説明をいただきましたが、いわゆる戸籍というものがあって、今まではこれは各市町村で管理をしていたんですが、今後これが法務省のほうで一元化されると。要は法務省と、それから各自治体で、これは管理という、そういう認識でよろしいんですかね。

その中におきまして、1つは、今まで戸籍というのは、その戸籍がある自治体で取得をするということだったのが、今後、要は法務省の管理もして、そして、それがネットでつながるということで、他の市区町村、いわゆる自治体でも戸籍の取得が可能になると、こういうふうにあると思うんですが、このことの是非についてお尋ねをしたいと思います。

それから、今コンビニという話もありましたが、住民票、それから印鑑登録、これはたしかコンビニで取れたと思うんですが、私も初めて住民票を

コンビニで、この間取らせてもらったんですけども、非常に便利やなというふうに思うんですが、これコンビニという話があったんですが、コンビニのほうでも、今後そういう展開がなされるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、問題は、今まで住民票や住基、特に住基ですかね、住基については振り仮名を打っていたのが戸籍について今回初めて振り仮名を付けるということで、これをちょっと見させていただくと、要はその付け方、付与するそのことにつきまして、これは法改正から1年以内において、戸籍のある自治体から各戸へたしか通知が行くと、こういうことになるかというふうに思うんですね。

そこで通知をいただいた住民さんは、要はその辺はちょっと僕もよく分かっていないので教えてほしいんですけども、それを確認して、これでよろしいですよと、私でしたら竹田光良「たけだみつよし」というのが、これが平仮名か片仮名か知りませんが、この振り仮名で、これで結構ですよということを市役所に戻すことが、届出というふうな解釈になるのか。

それとも、これは届出と書いておりますので、自ら届けていくのか、この辺のところの作業としては、どうなっていくのかお聞きしたいなど。

これが、もしその届出の通知がない場合については、要は今の住民基本台帳から、役所のほうが、この人はこれだということと振り仮名を戸籍のほうに付与するということになっているんですが、この点は、ちょっとどうなのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○森市民課長 まず、1点目でございますけれども、他の市区町村で戸籍関係の証明書が取得できるようになるということでございます。こちらについては、令和元年度の法改正で令和6年3月1日から施行ということで、法改正がなされたものでございます。

これに関する是非というお尋ねであったかと思うんですけども、（「いや、結構です。いいです。もう始まっているということですよね」の声あり）はい。よろしいですか。

それから、住民票と印鑑はコンビニで取得可能

であると、戸籍に関してもというお話、「さっきコンビニという話が出たんで、すみません」の声あり)

このコンビニ交付を当初導入した際にも御議論いただいたかと思うんですけども、戸籍の証明書を取得する機会というものが、住民票、印鑑証明に対してそれほど多くないという背景もございまして、コンビニ交付全体での利用状況、全国での利用状況を調べたところ、1%にも満たない利用状況であったというところで、また本市が抱える特殊な事情といたしまして、コンビニのシステムの事業者と戸籍システムの事業者、ベンダーが別のベンダーであるということもございまして、費用負担がかなり発生する、そういったところを勘案しまして、スタートとしましては住民票と印鑑証明、この2種類でスタートをしたというところでございます。

発足当時の状況と現在の状況というのは、ほとんど変わってございまして、広域交付が実現したということではございますけれども、コンビニ交付について、当初と比べて安価な価格で利用が可能であるとか、そういった状況にはなってございません。

今のところは戸籍についてはコンビニ交付の導入というのは難しいというふうに考えているところでございます。

それから、振り仮名について、住民基本台帳のほうでもともと使用していた振り仮名について、戸籍のほうに流用をするのか、あるいはまたその戸籍の振り仮名を付与するに当たって、自治体側から通知が届いて、その後どういったふうな対応が必要になるのか、そういったお尋ねであったと思います。

住民票に付与しておりますといえますか、現在運用しております仮名につきましては、住民の皆様からの届出、あるいは申出等によりまして、便宜上、記載していたというような法的な位置づけになってございます。

今回の法改正によりまして、戸籍において公証する事項、公に証明する事項というふうに法的に位置づけされた住民票及び戸籍の付票等についても、住所、氏名、生年月日等々同様の位置づけの

公証事項として取り扱われることとなったということでございます。

その振り仮名を付与するに当たって、今後どのような形で進んでいくかというところでございますけれども、委員御披瀝のありましたとおり、自治体側から、あなたのお名前の読み方はこれよろしいですかといったような通知をお出しするという作業になってくると思われま。

実は、まだ細かい部分については未定のところもございまして、現在、法務省のほうから示されているところによりますと、一旦住基側の今運用している読み仮名を使用して、一定この読み方でよろしいですかという通知を差し上げる。

このままでよければ、もうお返事は結構です。もし違うようであれば、郵便になるかと思うんですけども、返送をお願いします。それで返送を受けた段階で、この方についてはこういう読み仮名であるということ自治体側で把握をして、決定をしていくということになってございます。

その後なんですけれども、もしお返事がなかったとしても、それから1年間に変更が可能というふうな取扱いになるというふうに予定されております。

以上です。

○竹田委員 ありがとうございます。

その前の改正とちょっとごちゃごちゃになっている部分がありましたので、今課長から聞かせていただいて、その辺の整理が、私の頭の中ではよくされましたので、ありがとうございます。

戸籍でありますから、要はもうこの方の名前はこういう読み仮名ですということが、これで仮名を付与することで、もうはっきりするということだというふうに思うんですね。

最近、様々な名前の、特に子どもたちについては、もういろんな読み方があって、最近はいないんですけども、前に学校の入学式等々に出していただいたら、入学の子どもという名前があったんですけども、もう読めんという正直思ったんですけども、それがきっちりと振り仮名が付与されるということで、これは非常に大きな、ある意味、何ていうんですかね、戸籍法のやっぱり改正の1つだろうというふうに思ってい

るわけでありませう。

そういう意味においては、1年以内には変更は可能ですが、一旦この子ですということでは役所が認めると、もうそこからは絶対変わらないというのが基本なのかなと思うんです。それが戸籍だというふう思うんですね。

ということは、やっぱり必要なのは、非常に市民の皆さんに丁寧な周知と、それと情報をしっかりとお与えいただいて、そしてこういうことですよということを、しっかりと丁寧な説明をやりしていただきたいと思うんですね。

振り仮名が付いてしまうわけで、僕は竹田光良「たけだみつよし」というて「光る」に「良い」と書くんですけども、例えばこれ違う人やったら、「てるよし」という名前の人もいるわけですよ。

そこで間違えることはないと思いますけれども、1つ間違えたら、ずっとそういうふうになってしまうわけですから、一人一人の住民さんからしたら、非常に僕は大きな問題だというふうに思います。

これから単に振り仮名を付与するよというだけではなくて、非常にその辺は丁寧な、どうか情報の届け方と、それと丁寧な対応をまず1つお願いしたいと思います。

このことについて何かあればお願いしたいと思うのと、それともう1点は、今後この平仮名の付与が、マイナンバーのほうにもしようじゃないかという検討もあるようなんですけれども、この辺の議論というのは、何か情報があればお教えいただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

○森市民課長 この振り仮名といいますが、もうお名前等の一部ということでございます。委員から御指摘のございましたとおり、住民の皆様には丁寧な周知が必要になってくるかと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、方法については、まだ法務省のほうで検討されているところもございます。費用についてもかなりの費用がかかるというところで、国庫補助の対象になるかどうかというところについても、まだ検討をされているというところがございます、なかなかこちらのほ

うでも、こういった体制でやれるのか。

先ほど申し上げました、その通知についても、書留扱いの郵便で送れるのか、普通郵便になるのかといったところも、なかなか検討が進まないところではございますけれども、それとは別に広報活動等につきましては、しっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、マイナンバーについてでございます。先ほど申し上げました法改正の時点で、マイナンバー法についても改正が入ってございます。マイナンバーカードの券面事項につきましても、振り仮名の付与というのは、その時点で追加されてございます。

ですので、今後マイナンバーカードを、現在は漢字の氏名だけですけれども、振り仮名についても記載がされていくというふうになってございます。

以上です。

○大森委員 まず最初に、今言った戸籍の関係で、まだ分かっていないところもたくさんあるみたいなんですけれども、その一方でやっぱりもう結論ありきで進めてきているのかなというふうな感じはします。

今の話を聞いていても、例えば振り仮名の通知が届かない人はどうするんか。そのときに見過ごして、1年以後に気がついたときにはどうするんかとか、そんな心配もありますし、これはちょっとお答えはいいですけども、あとちょっとパソコンなんかで出てこない漢字というのは、もう今はないんですかね。

昔は、例えばもう「クサナギ」さんとかいうようなときは、なんか前にこうやって、くさかんむりが付いてとかいうふうな説明があつて、漢字にならないやつが、まだ幾つかあるんじゃないかと思うんやけれども、当用漢字にないもんとか、キラキラネームみたいな、ああいう漢字の分とか、ああいうのは全部対応できるようになってんのか、その辺のところについてお答え願いたいと思います。

あとやっぱり、ITの人材が足りへんということをおっしゃるけれども、今の話でも、中でも決まっていないところが、まだ不明なところがたく

さんあるというふうに言うてはったけれども、そういうふうなITの人材不足の中で対応ができるのかということが1つです。

あと、やっぱり振り仮名なんかの付与というのは便利でいいと思うんですけど、それが一括、国のデジタル化で進めていく中で、プライバシーが守られるんかとか、それからビッグデータとして、企業のもうけに利用されるのと違うかとか、そういうやつがよく流出の問題もありますから、そういうことも心配になるんですけども、その辺の対応というのは、分かる範囲でちょっと説明していただきたいというふうに思います。

次に、障害児通所給付事業とかに関わることなんですけれども、泉南市での放課後等デイサービス給付金、今回金額がありますけれども、何件あるのかね。

それと、つい昨日、おとといぐらいですかね。ずっと新聞に出ています、部長さん、頭を下げていましたけれども、車から降りて飛び出したと、多動のそういう障害のあるお子さんでしょうか、亡くなったという事故がありましたけれども、ああいうことを受けまして、対応がどんなふうになっているのか、取られているのか、お答え願いたいというふうに思います。

それと、同じく児童虐待防止対策等総合支援事業等々の予算も計上されていますけれども、今、相談件数などが分かれば教えていただきたいとします。

相談内容についても、今、芸能関係でいえば、やっぱり児童と言われるような子どもたちへの虐待が問題になったり、宗教二世のことが問題になっていたりしていますけれども、そういうふうな相談が、どういう相談が増えているかとか、増えていないかとか、それから家庭児童相談室を充実してもらったんですけども、その中での相談内容とかが分かればお願いします。

あと、学校の体罰、これももう絶対あつてはならないことなんですけれども、その辺の対策とか状況が分かれば、教えていただきたいというふうに思います。

それと、49ページにありますけれども、生活保護の関係で質問させていただきます。

泉南市はコロナ禍の下でも、あまり生活保護の利用者が増えていないということでお聞きしていただんですけども、今回はやっぱり1億円の予算増やして、大分人数が増えている、利用者が増えているようなんですけども、その背景にあるものがどんなものか、ちょっと知りたいので、質問させていただきます。

単純に、最新のやつで生活保護の保護申請数、それから保護開始数、申請却下数、申請の取下げ数、却下取下げ率についてお答え願いたいというふうに思います。

利用を申し込まれた方の理由とか、相談内容、どういうところで困っているとか、こんな理由で生活保護を利用したいと、そういう中身を教えてくださいたいと思います。

それから、却下取下げした理由についてもお答え願いたいというふうに思います。

それとあと、これも最近のニュースでありましたけれども、群馬県の桐生市というところですかね。生活保護を利用する50代の男性に1日1,000円ずつ手渡していたということが問題になりましたけれども、そんなようなことが、もちろんないと思いますけれども、そんなことが確認の意味で質問させていただきます。

以上です。

○**澁谷委員長** 答弁をお願いします。どなたから。

○**野中障害福祉課長** では、私のほうからは、障害児通所の件でお答えさせていただきます。

放課後等デイサービスの事業所数なんですけど、泉南市内19事業所がございます。放課後等デイサービスの事業所の指定、指導、監査の権限においては、大阪府となるんですけども、泉南市内においても、放課後等デイサービスの市内事業所の連絡会を設置しまして、情報共有を図っているところでございます。

以上です。

○**森市民課長** 私からは、戸籍法の改正、戸籍の振り仮名に関する御質問に対して御説明をいたします。

パソコン上の外字、あるいは読みの難しい漢字、それから一般的にはちょっと読みづらい読み仮名の対応というところでございます。氏名の振り仮

名につきましては、読み方として一定参考になるルールというものが示されてございます。抽象的な書き方でございますけれども、一般に認められているものでなければならないというようにされてございます。

ただ、現に使用している読み方が通用していることを称する書面を提出すれば、その読み方で届出をすることができるというふうにもされておりまして、この辺はなかなか難しいところでございますけれども、一般的に認められている読み方かどうかというのは、社会において利用され、慣用されているかという観点から判断をされるというふうにされているところでございます。

それから、IT人材の不足という点でございます。確かに本市においても不足というところはあるのかなというふうには感じてございますけれども、今回補正予算として計上させていただいた内容といたしましては、ベンダーに対する委託料という内容でございます。ベンダー側においても今回の法改正も非常に大きな法改正でございましたし、先ほど少し申し上げました、令和元年の法改正においても、非常に大きな法改正でございまして、しかも全国的にどこの自治体でもシステム改修が発生しているというところがございまして、なかなかベンダー側においても、IT人材の振り分けが難しいというふうな、話を聞いてございます。

ただ、そうはいいまして、法制化ということで、もう一定決まっている内容でございますので、その辺についてはベンダー側のほうと協議をして進めてまいりたいというふうな考えてございます。

それから、情報の流出がないのか、プライバシーの問題というのが発生しないのかという点についてでございます。この内容といいますのは、インターネット上に流出するという内容ということではございませんでして、今の住基システム、戸籍のシステム、閉鎖されたネットワークの中で運用している通常の氏名等に振り仮名の情報をさらに追加するという内容でございますので、この点については、基本的には心配のないものというふうに捉えてございます。

以上です。

○**竜田福祉保健部次長兼生活福祉課長** 私のほうからは、生活保護関係の質問についてお答えさせていただきます。

まず1点、この生活保護に係る背景なんですけれども、やはりこの令和5年1月からコロナ関係の貸付金の償還が始まったというところで、さっき委員御指摘のとおり、1月以降相談が増えて、それに伴って保護適用者が増えているという状況です。

数字なんですけれども、まず令和5年に入りまして4月から10月までの7か月ですけれども、この間、申請は89件、取下げが1件、却下が10件で、保護の開始が75件になります。

取下げ率は、申請が89、取下げ1ということで、1.1%になります。

主に、申請理由、保護の申請理由ですけれども、先ほどお話ししたような状況がありますので、最近で多い理由としましては、貯金等の減少、喪失、あるいはその他働きによる収入の減少、あるいは世帯主の傷病というのが大きな理由の3つになっております。

あと、取下げの理由なんですけれども、この辺は、さっきの却下ともつながってくるんですけれども、申請があった後、こちらのほうで預貯金調査とかをさせていただきます。

それで、本人さんが気づいていなかった預貯金、あるいは保険の解約金が出るのが分かったと。そのときに本人にお伝えして、それでは取下げしますという方もありますし、そのまま審査というか、続けてくれということで続けますと、一定預貯金があるということで、結果としては却下になるということです。

あと1点、答弁漏れがあつて申し訳ありません。

先ほどありました、群馬県のような事実、この泉南市でということなんですけれども、そういったことはありません。

以上です。

○**仲保育子ども課長** 保育子ども課におけます対象事業についてお答えいたします。

今回の児童虐待防止等対策総合支援事業補助金の計上といたしまして、子ども総合支援センターにおけます障害児の訪問支援事業につきまして、

集団生活を営む子どもの対象施設、保育所、幼稚園、小学校、中学校等に関しまして訪問支援を行った件数といたしまして、令和4年度実績としましては35件でございます。

以上でございます。

○奥野家庭支援課長 私のほうからは、家庭児童相談室の相談件数についてお答えさせていただきます。

令和4年度の相談件数が延べ1,342件でございます。また、虐待件数につきましては242件でございます。

すみません、訂正させていただきます。令和4年度の相談件数が1万3,042件でございます。失礼しました。

虐待件数が242件でございます。また、令和5年度8月までの数字なんですけど、相談件数が4,545件ということで、前年度並みか、若干ちょっと下がったような相談件数になってございます。

また、令和4年4月から8月までの虐待件数が123件となっておりますが、令和5年4月から8月までの虐待件数が36件と、非常に減ってございます。こちらにつきましては、家庭児童相談室が非常に人数を充実させていただいております、相談件数というのは、さほど変わっていないんですけど、虐待に至るまでの予防というのが非常にできているというところで、虐待の件数が非常に下がって、前年比でも30%ほどになってございます。

以上でございます。

○澁谷委員長 教育委員会のほうで、学校のほうの体罰ということですね。答弁漏れがありますが。

○桐岡教育部長 学校におきましては、問題行動不登校児童生徒指導上の諸課題というふうな形で、数字をまとめさせていただいておりますけれども、現在のところ正式に学校のほうから体罰の件数というのは上がっているものはございません。

ただし、不適切な対応等があった場合には、当然子どもからの聞き取りも含めまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家との意見交換を含めた上で、その対応のほうを検討していく予定としております。

以上です。

○大森委員 まず、放課後等デイサービスです。19か所という事業所ということになります。利用者数、学年別で分かれば教えてください。

それと、ちょっと言うていた、この間、事故があったような、亡くなった方、バスを降りた時に、ちょっと今資料を持っていないんで、ちょっと見た範囲のことではか言えません。御存じですよ、中身はね。

あの対応というのは、あれを受けてあれはなんか2人で付かなあかんとかが1人しか付いていなかったということが原因だというふうに読んだり、聞いたりしたんですけども、ちょっとその辺のところの点検とかされているのか、もう一度お答え願いたいと思います。

それと、戸籍のやつで言えば、自分がこういう読み方や一般的なにはね。よくありますよね。これこんなふうに読むんですかというのがありますよね。

そういう場合はあれなんですけど、一般的じゃないとかいうふうに判断されて、場合によっては、これじゃ読み方としてあきませんということにもなる可能性があるんですかね。

多分いろんな外国籍にルーツを持つ方でしたら、そのカタカナに合わせて漢字を当てはめたりすると、一般的にこういう漢字、こんな読んで組み合わせでええのかみたいなことがありますよね。そういう場合は、一般的じゃないというふうに判断されたら駄目な場合もあるんですかね。ちょっとその辺のところ、もう一度お答えください。

それから、1億円ですね。生活保護の利用者が増えるみたいなことで、1億円の予算を組まれていますけれども、これは、どれぐらいの人数を考えておられるのかね。

それと、却下とか取下げの中に預貯金が、調べたらあったということだけれども、多分ここまで相談をされる方やから、年金が少なかったり、無年金であったりとかいう方なんで、預貯金がなくなれば、また利用申請もされるし、利用もできるということになると思うので、やっぱり大分あれですかね。本当に人数を聞いて、びっくりするぐらい利用者が増えているなと思うんですけども、

やっぱり生活が大変な方が増えてきて、何とか、今までは生活保護を利用せんとやっていきたいという方が、やっぱり物価高で大変になって駄目になったというようなことが、やっぱり増えているんでしょうかね。その辺のところと相談件数はどうなんですかね。取りあえず聞きますという相談も増えているかと思えますけれども、それこそ今ケースワーカー1人で何人ぐらいの対応をされているんですかね。

こんだけ相談とか利用者が増えたら、どうですか、1人のケースワーカーで何件というふうな大体ガイドラインがあると思うんやけれども、それを越えるような状況になるんじゃないんですかね。

そういう場合、人を増やすような必要があるんじゃないかと思うんやけれども、その辺のところをお答えください。

それと、子どもの虐待に関しては、やっぱり相変わらずとか、相談は多いので驚くんですけれども、1つは、相談員が増えて体制が整ってというようなことをおっしゃっています。それは本当によかったことなんやけれども、加害者とか、虐待する側への、どういうんかな、教育とか、それから啓発とか、そんなもんも守るだけじゃなくて、起こす人、虐待を起こす人、それへの対応とかいうのができているんかどうかというのを、ちょっとお答え願いたいというふうに思います。

それと、体罰は、学校の体罰は本当にないに、もうあったら大問題になるし、絶対なくしていかなあかんことやけれども、やっぱり今の子どもたちの置かれている状況とか、先生が大変な仕事が増えているという状況で、こういう研修なんかも常々やっておられるんですかね。体罰に関して。ちょっとその辺のところをお答え願いたいと。

それと、図書費で50万円ということですけども、これは寄附なんですかね。個人の寄附でなっているのか。50万円のその使い道とか、使い先とか、一般質問でもなんか蔵書率の質問がありましたけれども、それでちょっとぐらいいは良くなるんですかね。その辺のところが、50万円あっても古いやつを捨てなあかんようになっていっているから、そんな蔵書率は変わりませんという話なのか。ちょっとその辺のところもお答えください。どういう本

を買うか、予定があればお答えください。

○仲保育子ども課長 障害対象の子どもさんに付きます子ども総合支援センターに関しましては、送迎の通園バスというのは行っておりません。

あと、お子様とかに関しましては、保護者の方が施設に直接連れてこられますので、適切な対応を取っております。

○野中障害福祉課長 私のほうからは、放課後等デイサービスについて答えさせていただきます。

利用者数なんですけれども、令和4年度の実績においては257人、令和5年9月で実績見込みとしましては276人となっています。

学年別については、集計のほうがしておりません。

事案については、大阪府から各事業所へこういった事案があれば各通知等が行っているという形と、あと指導監査において、大阪府のほうで各事業所への指導監査を行っているということです。

泉南市においても、利用者の方から事業所への苦情であったりとか、何か事業所への不信感とかがあった場合の相談については、相談をお聞きしたものを大阪府の指導担当課のほうに連絡をさせていただきまして、対応させていただいているところでございます。

以上です。

○奥野家庭支援課長 私のほうからは、虐待を起こす側のケアというところで答弁させていただきます。

家庭児童相談室は、子ども家庭総合支援拠点という形でバージョンアップをさせていただいて、本当に子育ての家族全般での相談を受け付けてございます。

そういった中で、虐待が起きた場合は、当然、家族のケアというのをやるという流れになってございます。

また、子どもだけの相談ではなくて、親の相談、そして保護者の相談等も受け付けている中で、定期的なケアをしているという状況になっておりますようです。

以上です。

○桐岡教育部長 教員の研修につきましては、議員御指摘のとおり、体罰は絶対起こしてはならない

という認識の下、研修の中で指導力の向上、それから学力向上の研修、能力の向上等の中において教員が持つべきモラルの一端として体罰を来してはいけないうような研修の中身を含めて、毎年計画的に行っているものでございます。

以上です。

○**竜田福祉保健部次長兼生活福祉課長** では、順番に回答させていただきます。

まず1点目、保護の相談件数なんですけれども、こちら今年4月から10月までの7か月で227件となっています。こちらにつきましては、今、相談員、こちらを2人配置していただいているので、その2人、そこで足りない場合は、ケースワーカーが相談を聞くという体制で臨んでいます。

その数、ケースワーカーの数なんですけれども、現在8名ということで、1人当たりの対応件数が98.8世帯となっています。こちらのほうは、社会福祉法では1人のケースワーカーは80世帯という基準がありますので、こちらからは大きくはみ出ているということで、こちらも人事のほうには、こういった根拠、法律でも決まっているということで、人員配置の要望はしています。

以上です。

○**森市民課長** 私からは、戸籍の読み方、一般的でない場合もあるのではないかと御質問でございましたので、お答えをいたします。

まず、先ほど申し上げましたとおり、法務省側からは様々ガイドラインが出ているところでございます。一般的に認められている読み方以外でも、現に使用されている氏名の読み方であれば許容することを予定されているでありますとか、それから、本籍地の市町村長が戸籍の氏名の振り仮名を記載する場合の審査に当たっては、幅広く許容してきた我が国の命名文化を踏まえた運用とする予定である。

それから、単なる漢字としての読み方ではなく、氏名として用いられる文字の読み方として、一般に認められているものを指しており、その読み方が社会において利用され、慣用されているかという観点。

具体的には、漢和辞典など一般の辞書に掲載されている読み方については幅広く認められると。

ただ、一般の辞書に記載されていない読み方についても、届出人から個別に説明を聞いた上で、社会において利用され、慣用されているものかどうかを判断することになるというふうにされているところでございます。

抽象的な話が多いわけでもございまして、現場の窓口としては混乱することも予想されるわけでもございます。基本的な対応といたしましては、届出をいただいた読み仮名、振り仮名ですね。これについては、もう尊重していく方向でということも考えているところでございます。

以上です。

○**竜田福祉保健部次長兼生活福祉課長** あと1点、先ほど答弁漏れがありましたので、1億円の根拠をどのぐらいの人数を見ているのかということがありました。

こちらにつきましては、先ほど言いましたように、今保護を受ける方が増えているということで、令和4年12月で930人であったものが、令和5年10月で約980人ということで、かなり増えていきますので、やはりひとり世帯の場合ですと、大体月十二、三万円の保護費がかかるということで、その辺りで今増えている分、それからやはり医療費もかなり増えていきますので、月平均、それからこの伸びを考えて、今年の決算見込みにした上で、今回の補正を上げさせていただいたということにしています。

以上です。

○**大森委員** 答弁が抜けているところがあるので、ちょっとお答え願いたいんですけども、通知が届かない人、戸籍でいえば、振り仮名でこれでオッケイですかと、返ってくるところ、簡易書留かどうかいうところも、まだ分からないとおっしゃっていたけれども、その場合はどうなるのか、お答え願いたい。

それと、今も生活保護の利用者が増えてきて、ケースワーカーの人ももう手いっぱいという状況ですよ。もうこれから相談も増えていくでしょうから、人事課のほうとして、その増員というのは検討されておられると思いますけれども、どうですかね。増やしてもらえそうなんか、その辺のところは検討段階、今の数でいえば、本当に今す

ぐ対応してもらわないと大変かなと、子ども児童相談センターですかね。家庭児童相談員、もうこれが増えていろんな対応ができたという話も、人数を増やしてもうて変わったということがありますけれども、ちょっとその辺のところをどう考えておられるのか、お答え願いたい。

それから、図書の話、図書5万円予算がありますよね。だから、それが個人の寄附とか、どう入のお金はどこからのお金か。寄附というと、なんか説明を聞いたような気がしたんやけれども、どういう5万円の具体的に本の使い道とか、どういう本を買う予定になっているとか、どこに置く本だとか、ちょっともうそういうところがあれば。

蔵書率が増えるんかみたいなのも分かれば、いや、もう古い本がたくさんあるので、それはもう捨てるから、それに当てはめるとか、なんかそんなことでも分かればお答えください。予定が立っていればお答えください。

○**澁谷委員長** 分かればですね。

○**石橋文化振興課長** 図書の寄贈の分ということで、図書購入費です。5万円補正させていただいております。これはソロプチミストリンクウのほうから御寄贈をいただきまして、毎年頂いておるんですけれども、これはソロプチミスト様から頂きまして、ソロプチミスト様の趣旨にかなうような内容の女性の啓発であるとか地位向上、そのような本を購入させていただくということで、予算を組んでおります。

以上でございます。

○**奥野家庭支援課長** 私のほうからは、家庭児童相談室の人数、充実したということで、どのように変わったかということなんですけれども、もともと相談員が4名でございました。昨年度の途中から今年度にかけて増員をしていただきまして、3名の増員で、今現在7名で相談対応をしております。

そういった中、保健師だとか、心理士だとか、あと社会福祉士、そして保育士、その中でも重複した資格を持っている方を採用していただいたところの中で、相談を受けた場合の対応というの、事後訪問だとか、非常に丁寧な対応がで

きるようになったのかなということです。

あと、ちょっと不安だなというような市民さん、御家族に対しても、未然にちょっと1回訪問に行きましようかというような対応もできるようになったということで、先ほど申し上げたとおり相談件数が若干減っていますが、そこはさほど変わってございません。

その中で、虐待の認定数が大幅に減ったというのが、非常に効果が出ているのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○**森市民課長** 失礼いたしました。通知が届かない場合、あるいは返送がない場合については致し方ないかもしれませんが、こちらから送った通知について、返ってきてしまったであるとか、御本人さんの下へ届いていない場合についてということでございます。

現在、法務省のほうから出ている内容といたしましては、その他の方法といたしまして、振り仮名の収集については書面によるほか、マイナポータルを活用することを含めるなど、市区町村において極力負担が生じないように配慮をするというようなどころまでしか出ておりません。

ただ、この問題につきましては、全国的に発生していることでございます。市区町村ごとによってやり方が変わるというようなことは恐らくないのではないかとこのように考えてございまして、国において一定の方針が示されるのではないかとこのように考えてございます。

いずれにしても、お名前の問題でございます。我々扱う情報としては、どれも全て重要な情報として扱うわけでございますけれども、今まででしたら、読み方を間違えましたということであつたかもしれませんが、これは振り仮名法制化ということで、お名前そのものという扱いになるということでございますので、それに間違いがあつてはならないという認識の下で取り扱ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○**石谷行政経営部参事** 私のほうからは、生活福祉課のケースワーカーの職員の関係なんですけれども、現在任期付職員の募集を行っております。ま

た正規職員につきましても、次年度以降、採用に向けて現在追加募集という形で正規職員のそのケースワーカー、社会福祉士の専門職を有した職員の募集という形を現在行っております。

以上です。

○井上副委員長 ちょっとだけ教えていただきたいことがあるんですけども、議案書の47ページと48ページにわたっております障害者自立支援給付事業と障害時通所給付事業を併せてお聞きしたいんですけども、議案説明の際にも、利用が増える見込みということで、補正予算をという御説明だったかなと思うんですけども、その見込みをどのような数字を根拠に、その見込みを出されているのかなというところを、ちょっと教えていただきたいなと思います。

例えば、もう既に申込みとかがあるというようなところから、この見込みという数字につながっているのかとか、そういったところをちょっと教えていただきたいなというところなんです。

あと、先ほども大森委員の質問で、放課後等デイサービスに関してはちょっとお答えいただいていたんですけども、主に大きな数字としては、就労移行支援給付費であったりとか、就労継続支援給付費、そういったところが大きな数字になってきていると思うんですけども、こういったところも併せて、分かる範囲でどれぐらいの利用者さんを見込まれているのかなというところも、ちょっと併せて教えていただけたらと思います。

○澁谷委員長 答弁のほうをお願いします。

○野中障害福祉課長 では、お答えさせていただきます。

障害者の自立支援給付、障害児の通所支援事業、両方ともなんですけれども、上半期の伸びを見まして、このままの伸び率で推移すると想定した場合に、必要となる額ということで補正額として上げさせていただいております。

今回、増額の補正をお願いしているサービスについては、いずれも前年比10%前後で推移するようなニーズの多いサービスでして、特に就労系の事業に関しては、就労移行支援は前年比約50%の増加で、コロナ禍で減少していたものが回復によって利用者増ということもあるかもしれないん

ですけれども、もう既に上半期執行率で85%を使っているというところで、就労移行支援については、かなり伸びております、今年度。

就労A型についても伸びておりますので、そういった形で上半期の伸びでという形でさせていただいております。

就労移行に関しては、当初17名で見込んでいたものが、上半期で25名の実績が、月平均の実績がありました。その他もそういった形で、当初見込みよりも決算見込みの額が、人数が増えているといった状況です。

以上です。

○井上副委員長 ありがとうございます。

こちらの2つの事業に関しては、とても必要な事業であります、支援だなというふうには認識をしているんですけども、年々直近の推移といたしましても、やはり少しずつ増額されてきているような予算だと思うんですが、規模自体が割と大きな予算にはなりますので、今回のこの補正につきましても、予算額の10%、もしくはないしぐらいの増額にはなってくるのかなと思います。

そこで、大きくは国や府の交付金といったところで賄えるかと思うんですけども、一般財源からというところで見ても4,000万円ぐらいの増額にはなるのかなと思います。

そこで、こういったなかなか読みづらいというお話も今ありましたけれども、やはりこの当初予算の段階でもう少しこの見込みというところを、詰めて見ていくことというのは、なかなか難しいかとも思うんですけども、その点についてもう一度お聞かせいただけたらと思います。

○野中障害福祉課長 当初予算につきましては、財政部局との調整の中で、前年度の決算見込額に、確実に新規利用の見込まれる人数等を加味して計上しております。

なので、実際には新規利用が新年度始まって年々増加しているという状況もあります。最初から多めに見積もるべきというような考え方もあるかと思いますが、現状そういった形で当初予算については、最小限の新規の見込みということで、これまではさせていただいております。

以上です。

○**澁谷委員長** 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**澁谷委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

ここで途中ですが、喚起のため11時10分まで休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時9分 再開

○**澁谷委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第8号「令和5年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**澁谷委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「令和5年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第10号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**澁谷委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「令和5年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**澁谷委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「令和5年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**澁谷委員長** 御異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「令和5年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「令和5年度泉南市下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁谷委員長 御異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決されました。

以上で本特別……。

〔「議事進行」の声あり〕

○田畑委員 ごめんなさいね、委員長、副委員長。終わりかけで、まだ11時15分なんで、総務産業常任委員会のところで、議案第10号の部分の人勧のところを、共産党さん反対なさって、維新さん、それは関係おまへんねんな。

要は、この補正予算（第10号）で何らかのアクションを取るのがすべやと思うんですけども、普通に賛成でいっているということは、何か間違っていると思うんです。

これは委員長がどうか、副委員長がどうかじゃなくて、暫時休憩入れていただいて、ちょっと正副議長に御相談いただいて、議会運営委員会になるのかな、分かんないけれども、ちょっと整理してもらわないと、議会の体が崩れているような気がするんです。

だって、委員長裁決まで行ったことなので、ちょっとおかしいような気がするんで、ちょっと整理してもらったらありがたいんですけども、このまま行くなら行くで構わないんですけども、私自身納得できないし、ほかの委員さんも頭の中、多分はてなマークだらけやと思うんで、ぜひちょっと整理するお時間を取っていただきたいなと思います。すみません。

○澁谷委員長 分かりました。

〔「議事進行」の声あり〕

○竹田委員 ただいま田畑委員のほうから議事進行がございました。そのとおりにかと思いますが、しかしもう委員長のほうで宣告をされまして、先ほどの補正予算（第10号）については議決までしましたので、もうこれは後戻りをするには僕はできないと思います。

ですから、粛々と一旦終わらせて、その後で整理をすると、こういうふうなことをお願いしたいと思います。

○澁谷委員長 田畑委員、よろしいですか。

○田畑委員 はい、結構です。そのとおりです。

○澁谷委員長 以上で本特別委員会に付託されました議案の審査につきましては、全て終了いたしました。

委員各位におかれましては、長時間にわたり慎重なる審査をいただきまして、誠にありがとうございました。

なお、本会議における委員長の報告につきましては、私に一任していただきますようよろしくお願い申し上げます。

これもちまして、令和5年度予算審査特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時15分 閉会

(丁)

委員長署名

令和5年度予算審査特別委員会委員長

澁谷昌子